

各 所 属 長 殿

会 計 課 長

弔事に関する経費の取り扱いについて（通達）

みだしの経費については、平成17年7月1日（葬儀）から下記のとおり取り扱うこととしたので、事務の執行に誤りのないようにされたい。

なお、「弔事に関する経費の取り扱いについて」（平成13年11月1日付け会第1046号）及び「弔事に関する経費の取り扱いについての一部改正について」（平成14年5月29日付け会第914号）は、平成17年6月30日をもって廃止する。

記

1 趣旨

職員本人及びその家族に係る弔事については、公費で対応しないものとし、警察と職務上関係のある者に対して行う弔事に関する対応基準を定め、これにかかる経費を支出するもの。

2 基準

別紙「弔事対応基準」のとおり。

3 事務処理方法

（1）支出の承認

所属長は、前記基準に該当する事案があった場合は、次の事項を本部会計課長へ電話報告し、経費の支出の承認を受けるものとする。

報告事項（対象者氏名、警察との関係、死亡の日、葬儀の日時・場所、必要な経費、弔電の要否、対応する名義

（2）支出の方法

ア 香典は、各所属の職員の立替により支払うこととするので、所属においては、別紙様式1「立替金承認簿」を備え付け、立替えて支払う職員は、事前に「立替金承認簿」に必要事項を記入し、所属長の承認を受けて、支払をする。

所属長は、立替えて支払をした職員（以下「立替職員」という。）に、立替えた金額を別紙様式2「立替金請求書」により請求させ、これに署名による支払証明を行い、「立替金承認簿」の写しを添付し、用務終了後、5日以内に本部会計課へ送付する。

本部会計課は、「立替金請求書」及び「立替金承認簿」の写しを受理した後、立替えて支払した金額を、立替職員の口座へ振り込むものとする。

イ 弔電の費用は、前記（1）により公費の支出が承認された場合は、打電した所属（本部各課（隊・所）を除く。）において、通常の電話料金（一般警察活動費・役務費・通信運搬費）として支出するものとする。

弔 事 対 応 基 準

1 基準

警察本部長が、警察と職務上関係のある者に対して行う弔事に関する対応の基準については、次のとおりとする。

(弔事対応基準表)

(単位：千円)

対象者	対 応 種 別	職 務 上 関 係 の あ る 者
本 人	弔 電	(1通のみ)
	香 典	10
	淋 見 舞 い	
	供 花	

2 「職務上関係のある者」の場合

(1) 警察本部長は、次の場合について、基準の範囲内で実施内容を決定する。

なお、この場合において、「警察関係機関」の範囲は、警察行政との関係においてどうしても対応する必要があると考えられる範囲にとどめるものとする。

- ・ 県議会議員
- ・ 市町村長
- ・ 各種行政委員会等委員
- ・ 各種審議会委員
- ・ 警察関係機関の役職員

(いずれも本人の死亡のみとする。)

(2) 名義は、原則として、警察本部長名とする。

(3) 事案により必要と認められる場合は、部(室・校)長、又は所属長の名義とすることができる。

(4) 葬儀への参列者は、警察本部を代表する者1名と対象者に関する事務を所管する部門を代表する者1名の範囲内とする。

ア 警察本部を代表する者は、原則として、警察本部長、部(室・校)長、参事官の範囲で選任するものとする。

イ 部門を代表する者は、当該事務を所管する課(隊・所)長又は警察署長の中から選任するものとする。

3 支出科目について

香典は交際費により、弔電は通信運搬費により行うものとする。

【様式省略】